

(議院運営委員会)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十六年三月三十一日までの間、引き続き現行の削減措置を継続すること。

二、この法律は、公布の日から施行すること。